

疾病診療上の医療過誤事故と傷害保険について

明治大学 陳 亮

1 はじめに

(1) テーマ 傷害保険契約の被保険者が疾病診療上の医療過誤によって傷害を被り、あるいは、それによる傷害を直接の原因として死亡し、または約款所定の身体障害の状態になった場合（以下、「疾病診療上の医療過誤事故」という。）保険者は保険金支払責任を負うか？

(2) 裁判例¹

【1】東京地判平成 9 年 2 月 25 日判時 1624 号 136 頁ほか（被保険者が心筋生検実施中左心室穿孔による心タンポナーデを原因とする多臓器不全により死亡した事案）

【2】名古屋高判平成 10 年 6 月 30 日判タ 1026 号 269 頁（被保険者が喉頭蓋チステ（嚢胞）の治療中医師の過失により死亡した事案）

【3】宮崎地判平成 12 年 1 月 27 日生命保険判例集 12 巻 58 頁（被保険者が腫瘍摘出手術の翌日に実施された気管内チューブの抜管後喉頭けいれんを原因とする呼吸不全により死亡した事案）

【4】仙台高判平成 15 年 9 月 10 日生命保険判例集 15 巻 557 頁（被保険者が尿管の腫瘍を治療するため右腎尿管全摘出手術を受けたが、主治医が誤って本来切断する予定ではなかった静脈を損傷してしまったため死亡した事案）

【5】東京高判平成 16 年 7 月 13 日判時 1879 号 145 頁ほか（喉に気管切開チューブを装着して人工呼吸器による呼吸管理をされていた被保険者に対し病院の検査技師が心電図検査を実施するためにベッドの背もたれを倒した際、不注意で同チューブを逸脱させたことにより被保険者が呼吸不全に陥って死亡した事案）

【6】東京高判平成 17 年 6 月 29 日平 17（ネ）1833 号判例集等未登載（被保険者が病院で冠動脈形成術及びステント留置術を受けた後、経過観察のためカテーテルを右大腿そけい部の動脈に挿入されたままの状態と同病院の冠疾患集中治療室において臥床していたが、カテーテルに装着された三方活栓からの大量出血により死亡した事案）

【7】大阪高判平成 21 年 5 月 14 日平 21（ネ）198 号判例集等未登載（被保険者が肺癌切除手術を受けた際左腕神経叢が損傷され左手の指に障害が残った事案）

【8】東京地判平成 23 年 5 月 13 日ウエストロー・ジャパン 2011WLJPCA05138009（被共済者が熱帯夜の後の昼頃に閉め切ってクーラーも作動していない室内で高体温と意識障害の状態で見送られ救急搬送先病院で診療を受けたが、病院医師らの不十分な診療行為により死亡した事案）

(3) 検討事項 疾病診療上の医療過誤事故は、急激性、偶然性（偶発性）及び外来性を基本的要件とする傷害事故ないしその原因事故に相当する「不慮の事故」に該当するか、保険者は、「疾病診療免責

¹ 裁判例の詳細については、拙稿「疾病診療上の医療過誤事故と傷害保険 - 近時の裁判例を手がかりに - 」生命保険論集 182 号 45 頁以下（2013 年）参照。

条項」²の適用によって免責されるか（上記【1】～【8】の主論点）

2 検討（その 1） 疾病診療上の医療過誤事故の要件充足性

(1) 急激性

（ ）急激性の意義をめぐる見解の対立

- （イ）急激性とは、原因から結果に至る過程において結果の発生を避けることができない程度に急迫した状態をいうと解する見解（A 説）
- （ロ）急激性とは、事故が突発的に発生し、原因となった事故から結果として傷害が発生するまでの経過が直接的で時間的間隔がないことをいうと解する見解（B 説）
- （ハ）急激性は、主として外来性を補完するものとして、また、偶然性を補完するものとして、時間的間隔がある事故ないし漸進的な外来の作用による事故を除外する旨を約款で明定しておくほうが無用のトラブルを防ぐ意味で有益であるとする見解（C 説）
- （ニ）約款文言の制定経緯や、比較的短時間性の判断困難性、不可避性と急激性との相違等の理由から、急激性は、傷害が純然たる自然原因以外の原因によるものであるという意味を有するにとどまり、傷害概念の要件として必要不可欠とはいえない（私見）

（ ）疾病診療上の医療過誤事故の急激性

- （イ）急激性の意義につき B 説に立ち、医的侵襲を伴う医師の診療行為は被保険者の同意の下に行われる点において急激性（及び偶然性）を充たさず、医師の診療行為から生じた事故は傷害保険の対象には当たらないとする見解（【1】）
- （ロ）急激性の意義をいかに解するかにかかわらず、疾病診療上の医療過誤事故の急激性は否定されない（私見）

(2) 偶然性

（ ）偶然性の意義をめぐる見解の対立

- （イ）偶然性とは、原因ないし結果の発生が被保険者の立場から予知できない状態にあること、あるいは、被保険者の意思に基づかないことをいうと解する見解（D 説）
- （ロ）偶然性とは、被保険者の故意によらないことをいうと解する見解（E 説。私見同旨）

（ ）疾病診療上の医療過誤事故の偶然性

- （イ）偶然性の意義につき D 説に立ち、医的侵襲を伴う医師の診療行為は、被保険者である患者等の同意の下に実施されるのが通例であるので、診療行為から被保険者の傷害という結果が発生したとしてもそれは被保険者からみて通常予知しうるものとして偶然性の要件を備えているとはいえないから、診療行為から発生した事故は偶然な事故には該当しないと解する見解（【1】【2】【5】 = F 説）

² 本報告では、疾病診療免責条項とは、損害保険会社が販売している傷害保険契約の約款では、「被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。」と定めている約款条項の本文、また、生命保険会社が生命保険契約に付帯する特約として販売しているいわゆる災害関係特約では、「外科的および内科的診療上の患者事故。ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。」と定めている約款別表中の分類項目の但書を指す。

- (ロ) 偶然性の意義につき D 説に立ち、患者等が同意するのは治療行為に内在するものとして想定される危険性、すなわち医師が注意義務を尽くして治療に当たったとしても生じうる損傷の危険性についてであり、医師の過失によって損傷が生じることまで承諾しているものではないから、医師の過失による治療上の事故は被保険者にとって予知できない原因から傷害の結果が発生する場合にあたり、偶然性の要件を充たしていると解する見解（【4】のほか多数 = G 説）
- (ハ) 偶然性の意義につき E 説に立ち、手術の過程で通常起こりえないような過誤が医師にあった場合に偶然性の要件が充たされないとするのは問題であると解する見解（H 説）
- (二) 偶然性の意義をいかに解するかにかかわらず、疾病診療上の医療過誤事故の偶然性は否定されない（私見）

(3) 外来性

- () 外来性の意義をめぐる見解の対立（外来性とは、「傷害の原因」が被保険者の身体の外部からの作用であることについては異論はないが、ここにいう「傷害の原因」とは傷害の直接的原因のみを指すのか、直接的原因を生じさせた間接的原因をも含むのかが問題）
 - (イ) 外来性が要求されているのは、疾病と身体傷害との間に相当因果関係があるような場合を除外するためであること、疾病と事故との間に相当因果関係があり事故と傷害との間にも相当因果関係がある場合には、疾病と傷害との間に相当因果関係があることになり外来性を欠くと解する見解（請求原因説）
 - (ロ) 外来性の判断に際しては、外部からの被保険者の身体への作用があったか否かのみが重視されるべきであり、当該事故を招来した原因が何であるかはもっぱら疾病免責の可否を決定する場合にのみ考慮されるべきであると解する見解（抗弁説。私見同旨）
- () 疾病診療上の医療過誤事故の外来性
 - (イ) 疾病診療上の事故（医療過誤によるものを含む）の外来性を否定する見解（【1】【2】【4】【6】【7】【8】 = I 説）
 - (ロ) 傷害診療の場合その基礎には身体の傷害という事実があるから傷害診療上の医療事故は保険事故の要件を充たすが、疾病診療の場合そうでないといった論理必然的な関係はないとする見解（【3】（ただし、傍論） = J 説）
 - (ハ) 抗弁説に立つと、医師等の診療行為という患者である被保険者の身体の外部からの作用と、被保険者がその身体に被った傷害等の結果との間に相当因果関係が認められる限り、診療行為の対象が傷害であると疾病であるとを問わず、また、被保険者の身体傷害等が医療過誤によるか否かを問わず、たとえ被保険者の疾病と医師等の診療行為とが競合原因となって被保険者の身体傷害等が生じた場合であっても、外来性は否定されない（私見）

3 検討（その 2） 疾病診療免責条項の趣旨及び適用範囲

(1) 趣旨

- () 疾病診療上の患者事故の疾病起因性ないし外来性の欠如に求める見解（【1】【2】【4】【7】 = K 説）
- () 医療処置の偶然性欠如に求める見解（【5】 = L 説）
- () 事故原因特定の困難性ないし医療過誤の立証困難性の回避に求める見解（【4】 = M 説）
- () 診療行為に伴う医的侵襲という異常危険の除斥に求める見解（【3】【6】【8】 = N 説。私見同旨）

【平成 25 年度全国大会】

第 II セッション

レジュメ：陳 亮

(2) 適用範囲

- () 疾病診療上の事故であれば、それが医療過誤によるか否かを問わず、保険者は疾病診療免責条項の適用により免責されるとする見解（【1】【2】【4】【7】 = 例外否定説）
- () 疾病診療上の事故については、その結果が当該診療行為に伴う医的侵襲の危険性の顕在化した場合とは評価できないような医師等の行為があった等の特段の事情がない限り、保険者は免責されるとする見解（【3】【6】【8】 = 特段事情説。私見同旨）

4 むすび

<参考文献>

- (1) 拙稿・前掲注(1)43 頁以下に掲げたもの
- (2) 横田尚昌「医療事故と災害割増特約約款における別表との関係」生命保険論集 184 号 37 頁以下(2013 年)